

議案第24号

基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

基山町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

基山町営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）が公布され、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部が改正されたことに伴い、入居者が収入申告を行えない場合の家賃の算定方法について規定する等のため、基山町営住宅設置及び管理条例を改正する必要がある。

平成29年9月14日原案可決